

暴力団排除条例について（誓約書）

私（当法人）は、静岡県清水港湾交流センター等の利用申請をするにあたり、下記に該当せず、将来においても該当しないこと、また利用に当たっては、下記に該当するものを排除することを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、日の出ドリームパーク代表団体清水港振興株式会社から下記に該当しないことを確認するため、履歴事項全部証明書、役員等氏名一覧等必要書類の提出を求められたときは、ただちに提出します。

この誓約書及び日の出ドリームパーク代表団体清水港振興株式会社から、提出を求められた書類の内容について、静岡県が警察当局へ情報提供することに同意します。

記

1 利用者として不適当な者

- (1) 法人等（法人、その他の団体及び個人をいう。）の役員等（法人にあつては法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、個人事業者にあつてはその者及びその事業所の支配人をいう。以下同じ。）が、暴力団（静岡県暴力団排除条例（平成 23 年静岡県条例第 25 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）暴力団員等（同条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、又は暴力団員の配偶者（平成 25 年静岡市条例第 6 条第 2 項に規定する暴力団員の配偶者をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等、又は暴力団員の配偶者を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

日の出ドリームパーク 代表団体
清水港振興株式会社 様

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

Ⓜ

生年月日（法人は記載不要）

年 月 日